

文教大学教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下、「大学教員任期法」という。）第5条第1項に基づき、文教大学（以下、「本学」という。）において、期間を定めて雇用する教員（以下、「任期付教員」という。）について、必要な事項を定める。

(職名、組織、任期及び学内関連規程等)

第2条 任期付教員の職名、組織、任期及び学内関連規程に関する事項は、別表のとおりとする。

(再任に関する事項)

第3条 任期付教員の再任に関する事項については、別表によるほか、その詳細は別表に示す学内関連規程等において定める。この場合において、再任とは、当該期間が満了し、同一職に引き続き任用されることをいう。

2 任期付教員として学校法人文教大学学園（以下、「学園」という。）に雇用されていた者を、別の職名の任期付教員として再雇用する場合については、学園常務会の議を経て理事長の承認を得るものとする。

(公表)

第4条 この規程を制定し、又は改廃したときは、本学のホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この規程は、令和2年7月21日から施行する。

別表

職名	組織	任期（上限）	再任に関する事項	大学教員任期法条文	学内関連規程
特任教員	人間科学研究科 言語文化研究科 情報学研究科 国際学研究科 教育学研究科 教育専攻科 教育学部 人間科学部 情報学部 文学部 国際学部 健康栄養学部 経営学部 外国人留学生別科 保健センター 情報センター 国際交流センター 入学センター 教育研究推進センター 地域連携センター 臨床相談研究所 言語文化研究所 教育研究所 生活科学研究所 湘南総合研究所	博士の学位を有するまたは 60歳以上 5年 上記以外 3年	なし	第4条第1項第1号、第2号又は第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・文教大学特任教員規程 ・文教大学特任教員給与規程 ・文教大学教員採用規程 ・文教大学教員選考・審査基準
実習演習担当特任教員	人間科学部	5年	なし	第4条第1項第1号又は第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・文教大学公認心理師養成のための特任教員に関する規程 ・文教大学実習演習担当特任教員給与規程 ・文教大学教員採用規程

					・文教大学教員選考・審査基準
特務教員	保健センター 情報センター 国際交流センター 入学センター 教育研究推進センター 地域連携センター 臨床相談研究所 言語文化研究所 教育研究所 生活科学研究所 湘南総合研究所	5年	なし	第4条第1項第1号、第2号又は第3号	・文教大学特務教員規程 ・文教大学特務教員給与規程 ・文教大学教員採用規程 ・文教大学教員選考・審査基準
非常勤講師	人間科学研究科 言語文化研究科 情報学研究科 国際学研究科 教育学研究科 教育専攻科 教育学部 人間科学部 情報学部 文学部 国際学部 健康栄養学部 経営学部 外国人留学生別科	1年以内	あり 更新は4回まで可	第4条第1項第1号、第2号又は第3号	・文教大学非常勤講師就業規則 ・文教大学非常勤講師給与規程 ・文教大学非常勤講師の任用の特例に関する細則 ・文教大学非常勤講師選考基準

客員教授	人間科学研究科 言語文化研究科 情報学研究科 国際学研究科 教育学研究科 教育学部 人間科学部 情報学部 文学部 国際学部 健康栄養学部 経営学部	1年以内	あり 更新は4 回まで可	第4条第1 項第1号	・文教大学客 員教授規程 ・文教大学客 員教授委嘱及 び給与規程
------	--	------	--------------------	---------------	--